

平成元年法律第九十一号

民事保全法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 保全命令に関する手続
  - 第一節 総則(第九条・第十条)
  - 第二節 保全命令

- 第一款 通則(第十一条―第十九条)
- 第二款 仮差押命令(第二十条―第二十二條)
- 第三款 仮処分命令(第二十三条―第二十五条(二))

- 第三節 保全異議(第二十六条―第三十六条)
- 第四節 保全取消し(第三十七条―第四十条)
- 第五節 保全抗告(第四十一条・第四十二条)

- 第三章 保全執行に関する手続
  - 第一節 総則(第四十三条―第四十六条)
  - 第二節 仮差押えの執行(第四十七条―第五十一条)
  - 第三節 仮処分の執行(第五十二条―第五十七条)

- 第四章 仮処分の効力(第五十八条―第六十五条)
- 第五章 罰則(第六十六条・第六十七条)

- 附則
- 第一章 総則
  - (趣旨)

**第一条** 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分(以下「民事保全」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第二条 民事保全の機関及び保全執行裁判所

民事保全の命令(以下「保全命令」という。)は、申立てにより、裁判所が行う。  
 民事保全の執行(以下「保全執行」という。)は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。  
 裁判所が行う保全執行に関しては、この法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う保全執行の執行処分に関しては、その執行官の所属する地方裁判所をもって保全執行裁判所とする。

**第三条** 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

(担保の提供)

第四条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

**第五条** 保全命令に関する手続又は保全執行に関する裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立ての期日口頭弁論若しくは債務者と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**第六条** この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

**第六條の二** 民事保全の手続における公示送達(公示送達の方法)は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(電子情報処理組織による申立て等)

**第六條の三** 民事保全の手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物)をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされて四項において同じ。最高裁判所が定める裁判所に対してするもの(当該裁判所書記官に対してするものを含む。)について

ては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

**第七條** 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百六十條第三項、第百八十五条第三項、第百八十七條第三項及び第四項、第二百五

条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二並びに第二百六十七條第二項の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(最高裁判所規則)

**第八章** この法律に定めるもののほか、民事保全の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第二章** 保全命令に関する手続

**第一節** 総則

**第九條** 裁判所は、争いに係る事実関係に関し、当事者の主張を明瞭にさせる必要があるときは、口頭弁論又は審尋の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で、裁判所が相当と認めるものに陳述をさせることができる。

**第十條** 削除

**第十條** 削除

**第二節** 保全命令

**第一款** 通則

**第十一條** (保全命令事件の管轄) 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

**第十二條** 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

**第十三條** 本案の訴えが民事訴訟法第六條第一項に規定する特許権等に関する訴えである場合には、保全命令事件は、前項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所が管轄する。ただし、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が同条第一項各号に定める裁判所であるときは、その裁判所もこれを管轄する。

**第十四條** 本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。

**第十五條** 仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三條に規定する債権をいう。以下この条において同じ。)であるときは、その債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶(同法百二十二條に規定する船舶をい

ては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

**第十六條** 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

**第十七條** 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

**第十八條** 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

**第十九條** 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

**第二十條** 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

**第二十一條** (民事訴訟法の準用) 民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第八十七條の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百六十條第三項、第百八十五条第三項、第百八十七條第三項及び第四項、第二百五

う。以下同じ。）又は動産（同法第二百二十二条に規定する動産をいう。以下同じ。）の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

5 前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が民事執行法第六十七条第一項に規定する財産権（以下「その他の財産権」という。）で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合（次項に規定する場合を除く。）について準用する。

6 仮に差し押さえるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。  
（申立て及び疎明）

第十三条 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにし、これをしなければならぬ。  
2 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならぬ。  
（保全命令の担保）

第十四条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができ、  
2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第四條第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、難難者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。  
（裁判長の権限）

第十五条 保全命令は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができる。  
（決定の理由）

第十六条 保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。  
（送達）

第十七条 保全命令は、当事者に送達しなければならぬ。  
（保全命令の申立ての取下げ）

第十八条 保全命令の申立てを取り下げた後には、保全異議又は保全取消しの申立てがあつた後においても、債務者の同意を得ることを要しない。

（却下の裁判に対する即時抗告）

第十九条 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができ、  
2 前項の即時抗告を却下する裁判に対しては、更に抗告をすることができない。  
3 第十六條本文の規定は、第一項の即時抗告についての決定について準用する。  
（仮差押命令の必要）

第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ、  
2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができ、  
（仮差押命令の対象）

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならぬ。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができ、  
（仮差押解放金）

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。  
2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。  
第三款 仮処分命令

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を行使することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を行使するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。  
2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。  
3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。  
4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を設けなければ

ば、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。  
（仮処分の方法）

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができ、  
（仮処分解放金）

第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができなくなるおそれがあるときに限り、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。  
2 第二十二條第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。  
（債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令）

第二十五条の二 占有移転禁止の仮処分命令（係争物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための仮処分命令のうち、次に掲げる事項を内容とするものをいう。以下この条 第五十四條の二及び第六十二條において同じ。）であつて、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。  
一 債務者に対し、係争物の占有の移転を禁止し、及び係争物の占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずること。  
二 執行官に、係争物の保管をさせ、かつ、債務者が係争物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官が係争物を保管している旨を公示させること。  
2 前項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、当該執行によって係争物である不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。  
3 第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令は、第四十三條第二項の期間内にその執行がされなかったときは、債務者に対して送達することを要しない。この場合において、第四條第二項において準用する民事訴訟法第七十九條第

一項の規定による担保の取消しの決定で第十四條第一項の規定により立てさせた担保に係るものは、裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによって、その効力を生ずる。  
第三節 保全異議  
（保全異議の申立て）

第二十六条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。  
（保全執行の停止の裁判等）

第二十七条 保全異議の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかでない事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分を取消しを命ずることができる。  
2 抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができ、  
3 裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならぬ。  
4 第一項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。  
5 第十五條の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。  
（事件の移送）

第二十八条 裁判所は、当事者、尋問を受けるべき証人及び審尋を受けるべき参考人の住所その他の事情を考慮して、保全異議事件につき著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができる。  
（保全異議の審理）

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。  
第三十條 削除

（却下の裁判に対する即時抗告）

第十九条 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができ、  
2 前項の即時抗告を却下する裁判に対しては、更に抗告をすることができない。  
3 第十六條本文の規定は、第一項の即時抗告についての決定について準用する。  
（仮差押命令の必要）

第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ、  
2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができ、  
（仮差押命令の対象）

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならぬ。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができ、  
（仮差押解放金）

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。  
2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。  
第三款 仮処分命令

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を行使することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を行使するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。  
2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。  
3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。  
4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を設けなければ

(審理の終結)  
第三十一条 裁判所は、審理を終結するには、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決定しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(保全異議の申立てについての決定)  
第三十二条 裁判所は、保全命令を認可し、変更し、又は取り消さなければならぬ。  
2 裁判所は、前項の決定において、相当と認められる一定の期間内に債権者が担保を立てること又は第十四条第一項の規定による担保の額を増加した上、相当と認める一定の期間内に債権者がその増加額につき担保を立てることを保全執行の実施又は続行の条件とする旨を定めることができる。

3 裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができる。  
4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

(原状回復の裁判)  
第三十三条 仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還又は債権者が使用若しくは保管をしていける物の返還を命ずることができる。

(保全命令を取り消す決定の効力)  
第三十四条 裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に対して保全抗告をすることができないときは、この限りでない。

(保全異議の申立ての取下げ)  
第三十五条 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。  
(判事補の権限の特例)  
第三十六条 保全異議の申立てについての裁判は、判事補が単独ですることができない。

第四節 保全取消し

(本案の訴えの不提起等による保全取消し)  
第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

2 前項の期間は、二週間以上でなければならない。  
3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならぬ。  
4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。  
5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百五十七条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てである。本案が労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第一条に規定する事件であるときは、地方裁判所に対する労働審判手続の申立てであり、本案に關し仲裁合意があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八十八号)第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定(次項において「責任裁定」という。)の申請を本案の訴えの提起とみなす。

6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判(労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む)、仲裁判断又は責任裁定(公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。)によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。  
7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をしなかった場合について、第

四項の規定は前項の本案の訴えが提起され、又は労働審判法第二十二條第一項(同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があったものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。  
8 第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による決定について準用する。  
(事情の変更による保全取消し)  
第三十八条 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。  
2 前項の事情の変更は、疎明しなければならない。

3 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。  
(特別の事情による保全取消し)  
第三十九条 仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。  
2 前項の特別の事情は、疎明しなければならない。

3 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。  
(保全異議の規定の準用等)  
第四十条 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条第一項の規定による裁判については、この限りでない。  
2 裁判所において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を発した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を発した裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。

第五節 保全抗告  
第四十一条 保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判(第三十三条(前条第一項におい

て準用する場合を含む。)の規定による裁判を含む。)に対しては、その送達を受けた日から二週間の不変期間内に、保全抗告をすることができる。ただし、抗告裁判所が発した保全命令に対する保全異議の申立てについての裁判に対しては、この限りでない。  
2 原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。  
3 保全抗告についての裁判に対しては、更に抗告をすることができない。  
4 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は保全抗告についての決定について、第二十七条第一項、第四項及び第五項、第二十九条、第三十一条並びに第三十三条の規定は保全抗告に関する裁判について、民事訴訟法第三百四十九条の規定は保全抗告をすることができ裁判が確定した場合について準用する。

5 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。  
(保全命令を取り消す決定の効力の停止の裁判)  
第四十二条 保全命令を取り消す決定に対して保全抗告があった場合において、原決定の取消しの原因となることが明らかなる事情及びその命令の取消しにより償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告についての裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

2 第十五条、第二十七条第四項及び前条第五項の規定は、前項の規定による裁判について準用する。  
第三章 保全執行に関する手続  
第一節 総則  
第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

(保全執行の要件)  
第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしてはならない。

3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。  
(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

4 第四十四条 第三十二條第二項(第三十八條第三項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があつたときは、債権者は、第三十二條第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2 債権者が前項の規定による書面の提出をしない場合において、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

3 民事執行法第四十條第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)

4 第四十五條 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(民事執行法の準用)

4 第四十六條 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五條から第十四條まで、第十六條(第五項を除く。)、第十八條、第十九條の三、第二十一條の二、第二十三條第一項、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條、第三十條第二項、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで、第三十九條第一項第一号から第四号の二まで、第六号及び第七号、第四十條並びに第四十一條の規定は、保全執行について準用する。

第二節 仮差押えの執行

(不動産に対する仮差押えの執行)

4 第四十七條 民事執行法第四十三條第一項に規定する不動産(同條第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を發した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が囑託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第七條第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

5 民事執行法第四十六條第二項、第四十七條第一項、第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四條、第四十六條第一項、第四十七條第二項、第六項本文及び第七項、第四十八條、第五十三條、第五十四條、第九十三條から第九十三條の三まで、第九十四條から第九十四條まで、第九十六條並びに第九十七條第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)

4 第四十八條 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は船舶官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下この条において「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を發した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 前條第三項並びに民事執行法第四十六條第二項、第四十七條第一項、第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十五條第三項、第四十七條第一項、第五十三條、第九十六條及び第九十八條の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

4 第四十九條 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有

価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 民事執行法第二百三條から第二百二十九條まで、第三百一十條、第三百十二條及び第三百十六條の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

5 第五十條 民事執行法第四十三條に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を發する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を發した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第二十二條第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第四十五條第二項から第六項まで、第九十四條から第九十五條第三項まで、第九十六條(第三項を除く。)、第九十七條、第九十八條及び第九十九條並びに第一百零七條の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

(仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消し)

5 第五十一條 債務者が第二十二條第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

2 前項の規定による決定は、第四十六條において準用する民事執行法第十二條第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

第三節 仮処分の執行

(仮処分の執行)

5 第五十二條 仮処分の執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)

5 第五十三條 不動産に関する権利についての登記(仮登記を除く。)を請求する権利(以下「登記請求権」という。)を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2 不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮処分による仮登記(以下「保全仮登記」という。)をする方法により行う。

3 第四十七條第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は、前二項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)

5 第五十四條 前條の規定は、不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについての登記(仮登記を除く。)又は登録(仮登録を除く。)を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する。(債務者を特定しないで發された占有移転禁止の仮処分命令の執行)

5 第五十四條の二 第二十五條の二第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行は、係争物である不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

(建物取去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の執行)

5 第五十五條 建物の取去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の仮処分命令が發せられたときは、その仮処分の

執行は、処分禁止の登記をする方法により行  
う。  
2 第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行  
法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四  
条の規定は、前項の処分禁止の仮処分の執行に  
ついて準用する。  
(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登  
記の嘱託)

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員  
として登記された者について、その職務の執行  
を停止し、若しくはその職務を代行する者を選  
任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更  
し、若しくは取り消す決定がされた場合には、  
裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所  
の所在地(外国法人にあつては、各事務所の所  
在地)を管轄する登記所にその登記を嘱託しな  
ければならない。ただし、これらの事項が登記  
すべきものでないときは、この限りでない。  
(仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取  
消し)

第五十七条 債務者が第二十五条第一項の規定に  
より定められた金銭の額に相当する金銭を供託  
したことを証明したときは、保全執行裁判所  
は、仮処分の執行を取り消さなければならな  
い。  
2 第五十一条第二項の規定は、前項の規定によ  
る決定について準用する。  
第四章 仮処分の効力  
(不動産の登記請求権を保全するための処分禁  
止の仮処分の効力)

第五十八条 第五十三条第一項の処分禁止の登記  
の後にされた登記に係る権利の取得又は処分の  
制限は、同項の仮処分の債権者が保全すべき登  
記請求権に係る登記をする場合には、その登記  
に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度にお  
いて、その債権者に対抗することができない。  
2 前項の場合においては、第五十三条第一項の  
仮処分の債権者(同条第二項の仮処分の債権者  
を除く。)は、同条第一項の処分禁止の登記に  
後れる登記を抹消することができる。  
3 第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全す  
べき登記請求権に係る登記をするには、保全仮  
登記に基づく本登記をする方法による。  
4 第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項  
の規定により登記をする場合において、その仮  
処分により保全すべき登記請求権に係る権利が  
不動産の使用又は収益をするものであるとき

は、不動産の使用若しくは収益をする権利(所  
有権を除く。)又はその権利を目的とする権利  
の取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止  
の登記に後れるものを抹消することができる。  
(登記の抹消の通知)  
第五十九条 仮処分の債権者が前条第二項又は第  
四項の規定により登記を抹消するには、あらか  
じめ、その登記の権利者に対し、その旨を通知  
しなければならない。  
2 前項の規定による通知は、これを発する時の  
同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所にあ  
つて発することができ、この場合には、その  
通知は、遅くとも、これを発した日から一週間  
を経過した時に到達したものとみなす。  
(仮処分命令の更正等)

第六十条 保全仮登記に係る権利の表示がその保  
全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の債  
務名義における権利の表示と符合しないとき  
は、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命  
令を発した裁判所は、債権者の申立てにより、  
その命令を更正しなければならない。  
2 前項の規定による更正決定に対しては、即時  
抗告をすることができる。  
3 第一項の規定による更正決定が確定したとき  
は、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を嘱託  
しなければならない。  
(不動産に関する権利以外の権利についての登  
記又は登録請求権を保全するための処分禁止の  
仮処分の効力)

第六十一条 前三条の規定は、第五十四条に規定  
する処分禁止の仮処分の効力について準用す  
る。  
(占有移転禁止の仮処分命令の効力)

第六十二条 占有移転禁止の仮処分命令の執行が  
されたときは、債権者は、本案の債務名義に基  
づき、次に掲げる者に対し、係争物の引渡し又  
は明渡しを強制執行をすることができ、  
一 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がさ  
れたことを知って当該係争物を占有した者  
二 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後に  
その執行がされたことを知らないで当該係争  
物について債務者の占有を承継した者  
2 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係  
争物を占有した者は、その執行がされたことを  
知って占有したものと推定する。  
(執行文の付与に対する異議の申立ての理由)

第六十三条 前条第一項の本案の債務名義につき  
同項の債務者以外の者に対する執行文が付与さ  
れたときは、その者は、執行文の付与に対する  
異議の申立てにおいて、債権者に対抗すること  
ができる権原により当該物を占有していること  
と、又はその仮処分の執行がされたことを知ら  
ず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを  
理由とすることができる。  
(建物取去土地明渡請求権を保全するための建  
物の処分禁止の仮処分の効力)

第六十四条 第五十五条第一項の処分禁止の登記  
がされたときは、債権者は、本案の債務名義に  
基づき、その登記がされた後に建物を譲り受け  
た者に対し、建物の取去及びその敷地の明渡し  
の強制執行をすることができる。  
(許害行為取消権を保全するための仮処分にお  
ける解放金に対する権利の行使)

第六十五条 民法(明治二十九年法律第八十九  
号)第四百二十四条第一項の規定による許害行  
為取消権を保全するための仮処分命令において  
定められた第二十五条第一項の金銭の額に相当  
する金銭が供託されたときは、同法第四百二十  
四条第一項の債務者は、供託金の還付を請求す  
る権利(以下「還付請求権」という。)を取得  
する。この場合において、その還付請求権は、  
その仮処分の執行が第五十七条第一項の規定に  
より取り消され、かつ、保全すべき権利につい  
ての本案の判決が確定した後に、その仮処分の  
債権者が同法第四百二十四条第一項の債務者に  
対する債務名義によりその還付請求権に対し強  
制執行をするときに限り、これを行使すること  
ができる。  
第五章 罰則  
(公示書等損壊罪)

第六十六条 第五十二条第一項の規定によりその  
例によることとされる民事執行法第六十八条  
の二第三項又は第四項の規定により執行官が公  
示するために施した公示書その他の標識を損壊  
した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の  
罰金に処する。  
(陳述等拒絶の罪)

第六十七条 第五十二条第一項の規定によりその  
例によることとされる民事執行法第六十八条  
第二項の規定による執行官の質問又は文書の提  
出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせ  
ず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳  
述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示  
した債務者又は同項に規定する不動産等を占有  
する第三者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円  
以下の罰金に処する。

附則 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則 (平成八年六月二六日法律第一一  
〇号) 抄  
この法律は、新民訴訟法の施行の日から施行す  
る。  
附則 (平成一四年六月二二日法律第六  
五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施  
行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で  
定める。  
附則 (平成一五年七月一六日法律第一  
〇八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する  
訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第三条 4 この法律の施行前にした申立てに係  
る保全命令事件であつて本案の訴えが特許権等  
に関する訴えであるものの管轄については、な  
お従前の例による。  
附則 (平成一五年八月一日法律第一三  
四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為に対する罰則の適  
用については、なお従前の例による。  
附則 (平成一五年八月一日法律第一三  
八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則  
第十五条の規定によりなお従前の例によることと

附則 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則 (平成八年六月二六日法律第一一  
〇号) 抄  
この法律は、新民訴訟法の施行の日から施行す  
る。  
附則 (平成一四年六月二二日法律第六  
五号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施  
行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で  
定める。  
附則 (平成一五年七月一六日法律第一  
〇八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する  
訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第三条 4 この法律の施行前にした申立てに係  
る保全命令事件であつて本案の訴えが特許権等  
に関する訴えであるものの管轄については、な  
お従前の例による。  
附則 (平成一五年八月一日法律第一三  
四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為に対する罰則の適  
用については、なお従前の例による。  
附則 (平成一五年八月一日法律第一三  
八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則  
第十五条の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年五月二日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年一月二三日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一月一〇日法律第一六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月二二日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第三項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年五月二日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条

第二条の規定による改正後の民事保全法第十条の規定は、この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件については、適用しない。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（令和元年五月一七日法律第二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に、「秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をする」との許可を求める申立て）を加える部分に限る、）第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第五十六条の改正規定、同法第六十一条第七項の改正規定、同法第六十一条の次

に一条を加える改正規定、同法第六十五条第一号の改正規定、同法第六十六条第一項第一号の改正規定、同法第六十七条の十第一項の改正規定及び同法第六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百二十二条、第一百五十九条及び第一百七十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八十八条の規定並びに附則第四十条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十一条及び第八十一条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第九十七条の規定並びに附則第九十一条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
別表(第七條關係)

第百二十二條の規定による措置を開始した  
第百二十二條の規定による措置を開始した  
第百二十一條の規定による措置を開始した  
第百十三條類又は電磁的記録

第百二十一條の規定による措置を開始した  
第百十三條類又は電磁的記録  
記載又は記録  
第百十一條の規定による措置を開始した

第百三十條記載され、又は記録された  
第百三十條の三書面又は電磁的記録  
第一項  
当該書面又は電磁的記録  
又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に類する書面

第百五十五條又は最高裁判所規則で  
第一項第二項定める電子情報処理組織を  
項及び第二項使用する方法  
二百三十

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項	第二十六項	第二十七項	第二十八項	第二十九項	第三十項
第百六十條第一項 最高裁判所規則で定めると調査 日又は期日外における手続 の方式、内容及び経過等の 記録及び公証をするために この法律その他の法令の規 定により裁判所書記官が作 成する電磁的記録をいう。 (以下同じ。)	第百六十條第二項 前項の規定によりファイル 調査の記載 に記録された電子調査の内 容に	第百六十條第三項 前項の規定によりファイル 調査の記載 に記録された電子調査の内 容に	第百六十條第四項 当該電子調査 に記録された電子調査 に	第百六十條第五項 前条第二項の規定によりフ 調査の記載 イルに記録された電子調 査の内容	第百六十條第六項 その旨をファイルに記録し て	第百六十條第七項 事項又は前項の規定により 事項 ファイルに記録された事項 若しくは同項の記録媒体に 記録された事項	第百六十條第八項 事項又は第二項の規定によ 事項 りファイルに記録された事 項若しくは同項の記録媒体 に記録された事項	第百六十條第九項 若しくは送付し、又は最高 又は送付す る 十一條の裁判所規則で定め る電子情 報処理組織を使用する	第百六十條第十項 電子調査 調査	第百六十條第十一項 電子調査 調査	第百六十條第十二項 電子調査 調査	第百六十條第十三項 電子調査 調査	第百六十條第十四項 電子調査 調査	第百六十條第十五項 電子調査 調査	第百六十條第十六項 電子調査 調査	第百六十條第十七項 電子調査 調査	第百六十條第十八項 電子調査 調査	第百六十條第十九項 電子調査 調査	第百六十條第二十項 電子調査 調査	第百六十條第二十一項 電子調査 調査	第百六十條第二十二項 電子調査 調査	第百六十條第二十三項 電子調査 調査	第百六十條第二十四項 電子調査 調査	第百六十條第二十五項 電子調査 調査	第百六十條第二十六項 電子調査 調査	第百六十條第二十七項 電子調査 調査	第百六十條第二十八項 電子調査 調査	第百六十條第二十九項 電子調査 調査	第百六十條第三十項 電子調査 調査

第百六十條規定によりファイルに記録調査  
二第一項